

Title	内池慶四郎著『消滅時効法の原理と歴史的課題』
Sub Title	Keishiro Uchiike "Grundlage und Aufgabe des jap. Verjährungsrechts
Author	松久, 三四彦(Matsuhisa, Miyohiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.10 (1994. 10) ,p.115- 123
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941028-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

内池 慶四郎 著

『消滅時効法の原理と歴史的課題』

一

(1) 本書は、内池教授の「消滅時効法研究第二巻」(副題)である。第一巻『不法行為責任の消滅時効』については、既に奥田昌道教授の懇切なる書評がある(本誌六九卷九号一一〇頁)。本書公刊の際、私は、古くはウンターホルツナー(吉野悟「パンドクテン法学の時効」(Verjährung)を遡って(三)日本法学四七卷一三三七頁(昭和五七年)参照)の、近時はスピロ(大木康「消滅時効制度の役割と正当性——K・スピロの時効観の紹介と検討——」撰南法学九号四一頁(平成五年)参照)の大作二巻本を想起した。時効法の代表的研究者である著者積年の成果が、『出訴期限規則略史』(慶應通信、昭和四三年)に続き、このように纏められ通覧できるようになったことを心から喜ぶたい。

(2) 本書は、次の七論文(以下では、第一―第七論文と呼ぶ)

と判例研究からなり、それぞれ発表順に収められている。

- ① 「時効における援用と中断の關係」(初出、法学研究三〇卷六号、昭和三二(一九五七)年、本書中二三頁)
- ② 「時効の目的とその根拠について——時効要件としての時間経過の意味——」(私法二八号、昭和四一(一九六六)年、一二三頁)
- ③ 「時効制度の法的構成——その基本原理との関連から——」(ジュリスト別冊法学教室〈第二期〉二号、昭和四八(一九七三)年、六頁)
- ④ 「明治一八年司法省『民事期満効規則』草案と出訴期限規則改正の動向——明治前期時効法形成の一過程として——」(法学研究四六卷二号、昭和四八(一九七三)年、四〇頁)
- ⑤ 現行時効法の成立とポアソナード理論(手塚教授記念論集 明治法制史政治史の諸問題、昭和五二(一九七七)年、二八頁)
- ⑥ 民法一六七条における債権一〇年時効制の立法史的意義とその現在の課題(法学研究六〇卷九・一〇号、昭和六二(一九八七)年、七〇頁)
- ⑦ 時効の制度倫理と援用の問題——梅謙次郎とポアソナードを結ぶもの——(法学研究六一卷三・四号、昭和六三(一九八八)年、五一頁)
- ⑧ 判例研究(二〇件、昭和三四(一九五九)年―平成三二(一九九二)年、八七頁)

(3) 教授によると、本書の内容は三つに大別される。第一は、「我民法の消滅時効法の原理に関する考察」、第二は、「現行時効法規の成立に至る制定過程の問題」、第三は、「個々の時効規定の具体的適用」（判例研究）である。もっとも、この三個の分野は、「実は互いに相覆いつつ何処か常に結びついているように思われる」といわれ、「いわば時効と云う一個の法制度の意味を問う為に、理論と制度・学説史と判例研究とは、その時々筆者が便宜的に採った考察方法の三個の基軸ともいえよう」といわれる（序文より）。右第一には第一ないし第三論文、右第二には第四ないし第七論文が対応するかと思われるが、第五・第七論文は右第一にもかかわるものといえよう。以下では、各論文の内容を順次紹介するが（判例研究については割愛させていただく）、著者の深い思索を的確に要約することは必ずしも容易ではない。読者の精読により補正されるべきところもあろうかと思われるが、著者ならびに読者のご海容をいただきたい。

二

(1) 第一論文は、著者が二〇代半ばにして「統一的な時効理論の構成」を目指した野心作である。著者は、「時効制度の統一的理解のために先ず問われるべきは時効の目的であり、次にその目的に奉仕すべき時効の構造である」として、時効の援用と中断の「二つの制度の『相互の関係』こそが我が民法における時効の構造を決定する」との考えから、「援用と中断との相互関

係を軸とする時効理論の構成、これが本稿の主題である」という（一一二頁）。

そこで、まず時効の目的であるが、著者は、学説を社会秩序維持説（我妻）と採証説（吾妻）に大別し、「時効の根本的根拠を単一のものに還元して一貫せる時効理論の定立を行った採証説の業績は高く評価さるべきである」としながらも、長期にわたる権利の不行使・占有継続から「他のすべての書証・人証を破る強力な証明力を引き出す事は疑問」であり、「更に従来の採証説の立場において客観的証拠法則たる時効が何故に当事者の援用を必要とするか」等の疑問から、多数説たる社会秩序維持説が正当であるとする。ただし、時効の直接の眼目は、「個別的権利者対義務者もしくは所有者対占有者の関係における法的安定性」ではなく、「時効の対象たる権利義務を中心としてその周囲に成立する一般的事実秩序における法的安定性」にあるとする。すなわち、民法が取得時効と消滅時効とを一括して規定しているところから、「両者に共通する目的設定が要求される」として、時効の目的は第三者保護にあるとするのである。消滅時効におけるこの第三者の例としては、連帯債務者、保証人、連帯保証人、物上保証人、抵当不動産の第三取得者、借称相続人から相続財産を譲り受けた者が挙げられており、これらの者に対しては「当該債権の不行使から生じた事実的秩序に則した保護が要求」され、「更にまた取引は明確な権利状態を必要とする」こと等を第三者保護説をとる理由とする（一一一―一一頁）。

次に、時効の構造であるが、援用については、確定効果説・条件説を批判したうえで、「私は民法一四五条に時効の援用とは裁判所に対して時効法規の適用を求める行為であるとする説を以て我が民法の時効法理に最も適したものと考える」とし（したがって、援用権は公権であるという）、「民法一四五条がかかる規定を置く根拠は結局、時効制度の目的と当事者の道義感との調和と言うことに帰着するであろう」、という。そして、援用権者の範囲については、「時効の目的を一般的法の安定に求め、援用をこのように理解すれば援用者の範囲は時効の対象たる権利義務を中心としてその周囲に形成される事実的秩序に關与するもの即ち時効の対象たる権利義務の主体はもとより時効をその権利主張の基礎とする立場にあるものすべてに及ぶと解さざるを得ない」とする。ただし、「民法一七七条の『第三者』の解釈に準じて時効の保護を受けるに価せぬ者はこれを援用権者の範囲から除外するを至当とする」として、詐欺行為の受益者とその例に挙げる。また、援用権は「時効の対象たる権利義務を中心として成立する事実的秩序に關与することを要件として発生する権利なのであり、時効完成という事実を要件とはしない」と解することから、「論理上援用権は時効完成の前後を問わず存在し得る」、時効完成後の弁済の場合には「当事者間において従来の事実的秩序を破る新たな秩序が形成された」のであるから援用権は消滅する、等の結論が導かれている（一一一―一六頁）。

時効の中断については、まず、「近代法制の下では一般的公益

達成のうらには常に具体的妥当性に即した何等かの調整手段が予定されているのであり、時効と言えどもその例外ではあり得ない」とし、時効における調整原理は信義則にあり、「我が民法の規定する時効中断事由はかかる信義則適用の具体例に他ならない」という。ただし、このことは裁判上の請求による中断と既判力の關係を否定するものではないとして、著者は、訴訟觀等から、中断効の及ぶ範囲は既判力の客觀的範囲に一致するとその説を支持する（一九一―二〇頁）。

最後に、著者は、「時効の中断とは当事者間の具体的妥当性即ち信義則の要請から、この可能性を否定することに他ならない。この意味で時効の中断は時効の効力もしくは効力要件に連結するものではなく援用権に連結するものと考えられる。時効中断事由の本質は援用権阻却事由ではないだろうか」として、援用権と中断との連絡を強調したのち、「一般的社会秩序の維持と言う時効の第一次原理が援用権と言う絆を通して第二次原理たる信義則に依り調整され、時効はここに始めて自己完結した制度たり得る。私はここに時効制度の構造を理解したい。」（二二―二三頁）、と結んでいる。

(2) 第二論文は、昭和四〇年の私法学会における研究報告の要旨であり、「時効、とくに消滅時効が奉仕すべき制度上の目的は何か、という問題と、時効の効果を基礎づけるべき根拠は何か、という問題……を分け、権利変動としての時間経過の持つ意味を検討」しようとするものである。著者は、学説を検討し

たうえて、「從來・証拠として表現されてきた理由は、それが権利消滅原因たる過去の事由に関する証拠という意味に理解される限り、時効の効力を未だ充分に根拠づけるものではないように思われる」とし、権利の上に眠る者は保護せずという理由も、「権利者が権利の存在を知らずとも時効が進行、完成する点や、また権利者側で権利行使に出られない事情が常に必ずしも中断あるいは停止の事由とされるものではない」こと等からして、時効の効果を積極的に根拠づけるものではないとする。最後に残るのは、時間経過であるとして、つぎのようについて。すなわち、グラヴァインは、「全てを改変し全てを廃棄し去る時間の力」が時効の基本思想であると説くが、「グラヴァイン、シュワルツバハ等は、時間を以て何等かの特定の要件事実の時間的延長と理解した故に、時間それ自体の内容を空虚化し、その創造的な力を否定せざるを得なかったのである」。しかし、『全てを改変し廃棄する』時間の力とは、要件事実が因果の流れに従ってその上に展開する空虚な舞台としての時間ではなく、時間を充実する具体的諸要因（権利行使についての権利者側の利益喪失、義務者側の不断の不安あるいは不行使への期待、あるいは現実と并済・免除・放棄等があった場合でもそれに関する証拠保全の困難等々―評者）が働きかける可能性全体の力を意味する。かかる時間の力をかりて過去の権利関係を整理し、現在の秩序を維持すること、すなわち時間を根拠として、過去から現在を防衛することに、時効の目的がある、と私は考える。」と。

(3) 第三論文は、まず、「学説が従来漠然と提示していた諸原理の意味あいをその法的構成との関連から検討してみる必要がある」という。そして、時効理論がそれぞれ拠って立つ基本原理としては、①事実的秩序の維持、②法的安定性の確保、③権利の上に眠る者を保護せずとの法理、④探証・立証上の困難の救済、⑤濫訴の防止、⑥当事者の意思推定等が挙げられているが、これら諸原理の相互関係を考察すると、①時効の「制度目的」の確定、②時効を法制度として支えるべき「根拠」の探究、③時効が制度として果たす「機能」の検討、という視角の区別が可能であり、必要でもあるとする。また、「もしも仮に時効制度がなかったとしたならば」このような不都合があるという消極的理由づけをする学説については、「制度目的」を裏側から表現するにとどまり制度の「根拠」にふれるところがなく、不都合の内容もどのような内容の時効を仮定するかにより異なる、と批判する。そして、「従来の学説の争点をふりかえれば、そこには一見共通して採用されているかの如くみえる基本的諸原理が、それぞれの学者により異なった価値基準に即して異なった評価を受けつつ各自の個性的な法的構成に組み込まれていることが読みとれるのである。問題は、これらの諸構成が個々の具体的な時効法上の課題について、その理論としての正しさを逐一具体的に検証されねばならぬことである」という。

(4) 第四論文は、手塚豊教授が法務図書館で発見された明治一八年司法省「民事期満効規則」草案の「全文を覆刻紹介し、

その時効法としての特徴と立法史上の意義を検討」するものである(四五頁)。本草案には全体にわたりボアソナードの批評、添削、修正のあとが明記されており、それも含めて覆刻されている。著者は、本草案を、明治一八年三月司法省が起草し太政官へ上申されたいわゆる「民事時効規則案」の原案と推定する。前掲『出訴期限規則略史』の第六章「出訴期限規則に対する諸批判とその改正案」を補完するものともいえる。

出訴期限規則(明治六年一月五日太政官布告第三六二号により公布、明治三二年七月一六日民法施行法により廃止)は、前文と五か条からなり、全二五項目にわたる種々の債権が、六か月、一年、五年の三期間に分類されている。取得時効・援用・放棄・中断・停止についての規定はない。これに対し、本草案は、第一章総則、第二章期満獲得、第三章期満免除の全三章四四か条からなる。著者は、まず、本草案を、フランス民法、出訴期限規則、のちの旧民法証拠編との比較等を通して詳細に検討し、大要以下の点を指摘する。第一に、本草案の全体の構成はフランス民法に倣うものであり、「各条規の配置は、従来のフランス法系の各時効法草案と大差がない」。第二に、しかし、本草案は「推定的時効観を表明」(二条)しており、援用(六条以下)、放棄(三条以下)について規定している。これらは、出訴期限規則に規定はないものの、当時の学説・実務の支配的な考えを反映するものである。第三に、期満獲得(取得時効)について一章を設け、三〇年の原則期間においてフランス民法に倣

いながら(二四条)、正権原・良意による不動産占有者の期間を所有者居住地を問わず一律に一五年と定めている点で(一五一条)、フランス民法二二六五条と異なり、のちの証拠編一四〇条と一致する。第四に、中断・停止規定(一八―二六条)の多くはフランス民法を承継したものであるが、特に停止事由についてはフランス民法より狭く、あるいは拡大している等の特色がある。第五に、期満免除(消滅時効)については、一方で、債権の種類につき出訴期限規則にない新項目を立て、他方で、出訴期限規則の期間および債権の種類を基本的に維持しつつも、過去において同規則適用上問題の多かった債権についてのみこれを新設の一〇年あるいは三年の期間に移すことにより、「実質的に出訴期限規則の増補・改正をはかったものと評価してよい」。

著者は、次に、本草案成立の事情、すなわち、当時は民法典(旧民法)の立法作業中であるのに、「何故に司法省が急遽独自の単行時効立法を企てるべき必要があったのか」を探ろうとする。著者は、旧民法の完成を「待てない何等かの切迫した事情が本草案起草の周辺に伏在したと見るのが自然であろう」とし、その鍵は本草案二八条(物件ヲ質入シタル者ハ其物件ヲ取戻シタル後ニ非サレハ期満免除ヲ得ス)にあるという(二六八頁)。すなわち、「元來質地をもって担保された金穀貸借が出訴期限規則三条一号の貸附米金として出訴期限にかかり義務者は期限経過後に質地を取戻せるか否かという問題は、当時激しい議論があり判例も統一しなかったところである」。そこで、司法省は、

明治一四年五月三十一日と翌一五年一二月二二日の二度にわたり、質地事件に出訴期限なしとの伺いを太政官に呈したが、参事院審査に従った太政官指令はその度にこれを斥けてきた。しかし、明治一六年三月二三日の内務省質疑、同年五月二九日の鳥取県質問に対する参事院の回答は従前の指令と齟齬を来すものであった。そこで、明治一七年一〇月一〇日、司法・内務両卿より左大臣あてに質地事件に出訴期限なしとの立場から「質地出訴期限ノ義ニ付伺」が立てられたのであるが、翌一八年六月一日、太政官は「伺ノ通」との裁令を下し、ようやくこの問題は解決をみるにいたった。そこで著者は、「司法・内務両省より前記伺が立てられた時点においてもなお、司法省がその年来の主張を貫徹して質地事件に出訴期限なしとする太政官指令をもちとるためには、その趣旨を明文化すると同時に、従来よりの外部からの批判に応じた出訴期限規則改正の具体案を提示することが最後の一石として必要であった」として、本草案はこの「最後の一石」としての歴史的使命を果したものだといえよう、というのである。

(5) 第五論文は、「現行制度が成立した過程において旧民法の時効法が、いかなる観点からどのような修正を受けたかを考察し、旧民法と現行法との史的連絡と断絶の様相をさぐることから、ポアソナードの法理的遺産がもつであろう現在の意味の一端を再評価すること」を意図するものである（八四頁）。

著者は、まず、時効期間から検討を始める。旧民法は原則を

三〇年とし、五年・三年・二年・一年・六か月の弁済推定に基礎を置く短期免責時効を定め、弁済推定が破られる場合は援用を認めない規定（証拠編一六一条・一六三条）を設けている。

これに対し、現行民法は、最短期が一年にくりあげられた反面最長期が債権では一〇年に圧縮され、全体として短期時効的性格を帯びるにいたった。また、推定に基づく規定であることを理由に証拠編一六一条・一六三条は削除された。これらの修正とポアソナードの所説をもとに、著者は、「ポアソナードの柔軟な立論に対比すると、現行民法の起草者が、推定にかわる権利得喪というアンチテーゼを強直に押し通して長短時効を逆に均質化してしまった点は、個々の期間と債権分配上の部分的修正の努力にも拘らず、短期時効の取扱いに配慮を欠く制度上の難点を残すものと評することができよう」、という。

次に、ポアソナードの時効援用論、すなわち、時効は権利取得・免責の推定であるから、過去の事態の最上の判断者たる当事者に時効による推定の合理性を主張させるべきであるとの考えを紹介し、「ポアソナードは、時効による推定の合理性とその限界に対する鋭い洞察の上に彼の援用論と効果論を築き、時効要件たる時間経過が、裁判官と当事者のそれぞれに如何なる効力を及ぼすものをわれわれに示す」という。そして、「この視点がその後のわが時効学説において見失われるに至った理由は何であろうか」として、ポアソナードの「推定的時効観」に對立する二人の時効論、すなわち、「商事債権の特別時効という限

定された枠内の発言ではあったにしても、道義的顧慮を払拭しなくても取引の安定、迅速決裁という公益上の目的実現に徹底したロエスレルの時効論」と、「自然義務を否定して時効の公益性を強調する富井の見解」を紹介し、現行時効制度で旧民法の改められたところを整理したうえで、最後に、「ボアソナードの遺産は、果して相続されたのであろうか」と自問する。

(6) 第六論文は、債権の消滅時効期間を一〇年とする民法一六七条一項の成立過程を明らかにし、それが現行時効法にどのような現在の課題を負わせることになったかを示そうとするものである。

著者は、まず、出訴期限規則の制定実施と改正の要求、同規則改正の試みである各種時効法案における時効期間、旧民法の時効立法と法典調査会案を考察したのち、第九帝國議會に政府から提出された民法中修正案の一六七条では二〇年とされていたのが、衆議院民法中修正案委員会において論争の結果、一旦は一五年と決まりながらも、最終的には同条は二項に分割され債権は一〇年とされた経緯を詳細に検討している。著者は、全委員中ほぼ三分の二が実務家集団により占められていたこと、審議の緻密な分析、等から、当時、少なくとも取引上の金銭債権一般については時効通則としてほぼ定着していた出訴期限規則の「最長期の五年が、一朝にして原案の原則二〇年にまで四倍も延長される」ということは、従来の実定的法秩序の『大変革』として、実務家法曹に少なからぬ危惧をもたらしたのであろうこ

とは、容易に推察できる」と、原案修正の背景を述べ、「一六七条における債権一〇年の時効規制は、出訴期限規則の実務的改変という実務的立法の進路（とその限界）」と、民法典における体系的に完成した時効法の構築をめざす原案起草者の立法の進路との交錯・干渉から誕生した、特異な立法であった」と評する。そして、現在の課題として、第一に、一六七条一項の「債権」は本来の立法趣旨（委員会が終始意識していたものは、貸借を具体例とする取引上の各種債権であった）を表現するにはあまりにも漠然としており、その適用範囲を確定する上で困難を生じていること、第二に、一〇年という期間設定が「中途半端な期間であったところから、同条二項、取得時効あるいは二重期間の各長期等の各規定に残留している二〇年期間との制度上の関連性が、外観の上で、はなはだ不明瞭となった」こと、第三に、「一六七条の修正の結果として、民法典の時効規則は、錯雑さを増大した」こと、第四に、「ここに採用された一〇年という時効期間そのものの妥当性・合理性もまた、改めて検討する必要がある」と、を挙げる。

(7) 第七論文は「旧民法ないしボアソナード学説に対する梅の基本的姿勢、梅による時効の根拠づけの問題、その具体的表現としての時効援用をめぐる梅とボアソナードの理論的関連等の諸点について検討し、梅とボアソナードを結ぶ法理的絆としての現行時効法の意義をたずねること」を課題とする（一八二―一三頁）。著者が、第五論文の最後で今後の課題として示した、

「ボアソナードの理論的系譜における梅の学説的位置づけとその時効法理の評価」(一一〇頁注(8))を行うものともいえよう。

著者は、まず、梅博士が証拠編の講義録の中で、旧民法ないしボアソナード時効論に対して、時効を推定としながら、証拠編九〇条が「公の秩序」を理由に反証を制限するのはおかしく、証拠編一四〇条が不動産取得時効期間を占有者の善意・正権原の有無により一五年と三〇年に分けるのを推定説から説明するのは困難であると批判し、権利者側にみずからの権利保全の倫理的責任があることを前提に、時効における権利者の帰責性と相手方の保護を衡量した権利得喪説を展開していることを紹介する。そして、「時効の倫理性を一貫する基本的姿勢において、梅の得喪説はボアソナードの推定説と無縁なものではなく、なおその延長線上にある、といつてよいであろう」という(一九五頁)。また、「梅の立論では、権利者への時効帰責が、直ちに権利行使上の遅滞罰というよりも、占有者・債務者側における権利放棄等に対する期待・信頼を基礎づける要因として、相手方の事情と相關的に捉えられているものであるから、……、権利得喪説の立場からその効果の倫理的正当性を重視する梅の時効観が、わが民法学説において独自のものであることはたしかである」という(一九六頁注(7))。そして、現行民法における梅の時効観を検討し、著書『民法要義』では「権利者の過失・怠慢という実体面の理由から非権利者の狡猾な請求という手続面の理由までを、一連の請求者側の倫理的帰責性の問題として、

連続的に統合して扱っている」とし(二二〇頁)、講演記録『民法講義』ではそれが「さらに具体的な例示によって詳細に敷衍されている」という(二〇二頁)。

著者は、次に、このような梅の時効論とボアソナード理論との関係を検討し、両者は、「権利得喪と推定と、その体系構成上の原理は対照的でありながらも、実質的にはかなり共通し重複する観点が認められる」とし、「梅は、ボアソナードの時効論に対する当時のもっとも鋭敏な批判者でありながら、しかも独自の理論構成を通してその倫理的主張をよく承継した民法学者であった、といつて差支えないであろう」、という(二二〇頁)。

更に、「両者の基本的時効観の制度運用における具体的表現」である援用論を検討し、「援用しない当事者の良心に着目する」梅の援用論は、ボアソナードの援用論と対立するかに見えるが、右援用論は例外的場合についてのものであり、時効が正当な結果をもたらず「普通ノ場合」について何故援用が必要か、という援用の積極的理由づけを欠いているという。そして、「原則についての梅の沈黙を、彼の基本的時効観から補って理解する」ならば、ボアソナードの援用論の骨子は、「梅の学説においても矛盾するものではなく、現行一四五条の立法についても、維持承継されている、とみるべきではなからうか」(二三三頁)、とする。著者は、以上の詳細な検討をまとめて、最後に、「現行時効法の立法作業の底流に、われわれは、旧民法の修正を経て、なお保持されるべきボアソナードの法理的遺産とともに、独自の立

場でこれを承継しながら後世の民法学にその課題を託した梅の時効論の未完の体系を見出すのである。その正確な認識と評価は、現在漸くその緒についた段階にある、というべきであろう」(二二七頁)、と結んでいる。

三

以下、簡単に感想を述べたい。

(1) 私は、本書(特に、第四ないし第七論文)ひいては内池教授の研究の第一の特色・価値ともいえるべきは、多くの重要な資料に基づき、かつそれを駆使して綿密な考証が加えられているところにあると思われる。多大の努力と時間の傾注は、本書全編を通して伝わるところである。本書の価値は、注記(第四ないし第七論文では、本文約一三〇頁に対し、注が約六〇頁を占める)を熟読することにより良く実感されるであろう。

(2) 著者が、見事なまでに資料をもって語らせるところからは、ただ教えられるばかりである。特に、第四ないし第六論文にその感が強い。また、第四論文は歴史小説を読むような面白さがあり、第六論文で、衆議院民法中修正案委員会の委員の構成に着目するところは慧眼というべきであろう。第七論文は、私にはかなり難しく、ボアソナードと梅の時効論の関係を著者のように解してよいかは、改めて考えてみたい。第五・第七論文からは、著者のボアソナードと梅に対する高い評価と畏敬の念が感じられる。まさに「感想」にすぎないが、我々には偉大

な業績を残したボアソナードから承継すべき遺産があり、そして当時承継人たりえたのは梅であったという著者の思いが、ボアソナードと梅の連続性を強く語らせているようにも感じられた(実際には、著者の虚心なる検討の結果として両者の連続性が析出されたであろうが)。権利得喪説をとる梅が推定説をとるボアソナードの承継者たる面を有することの論証は、いきおい、微妙かつ繊細なものとならざるをえない。それが私に第七論文を難しく感じさせたことであろうか。

(3) 著者は、早くも第一論文において、時効の全体像を、しかも大胆とも思えるほど独自の解釈を提示した。これにより、その後、第一論文とは独立性の強い、立法史・学説史に重きを置く研究(第四ないし第七論文)および不法行為責任の消滅時効研究(第一巻)へと向かうことになったのではないかと思われる。第一論文における時効の目的(存在理由)論については、反対説が有力であるが(星野英一「時効に関する覚書」民法論集第四卷一七三頁以下参照)、第一論文は、時効制度のもつ多面的機能を教え、各種の時効像の提示という面でも貴重なものといえよう。

(4) 学者は誰しも、時の経過に耐える仕事をしたいと考えるものであろう。本書は、時の経過に耐えて残る数少ない研究書の一つになると思われる。

(成文堂、七十三一九頁、一九九三年、七、〇〇〇円)

松久三四彦